年金だより

窓口サービス課 国民年金係 **☎**973-5498

ご存じですか? 国民年金の任意加

60歳から任意加入される方へ

ません。 ば、満額の年金を受け取ることができ るまでの40年間保険料を納めなけれ 老齢基礎年金は、20歳から60歳にな

の間に国民年金に任意加入し、 できます。 ることで満額の年金に近づけることが ない場合は、0歳から6歳になるまで り、保険料の納付期間が40年間に満た 国民年金保険料の納め忘れなどによ 納付す

25年を満たせない場合は?65歳になっても受給資格期 蕳

年4月1日以前に生まれた方に限られ す(特例任意加入といいます。昭和40 **まで加入期間を延長**することができま までの間で25年間の受給期間を満たす ていない場合は、**65歳から70歳になる** すが、65歳の時点でこの要件を満たし 等が原則として25年以上必要となりま には、保険料の納付済期間や免除期間 なお、 老齢基礎年金を受給するため

も国民年金に任意加入することができ 海外に在住する日本国籍の方

ます。

年金係へご相談ください。 任意加入を希望される方は、 市国民

- ※任意加入制度には、免除制度があり ませんのでご注意ください。
- ※保険料の納付は、原則、 なります。 口座振替と

象期間(カラ期間 25年に満たないときの合算対

期間のことです。このカラ期間と年金 あれば、老齢基礎年金の資格期間を満 の加入期間を合わせた期間が25年以上 せんが、25年の資格期間には含まれる カラ期間とは、年金額には反映されま 期間)」というものが設けられています。 たしたことになります。 公的年金には、「カラ期間(合算対象

【主なカラ期間】

①昭和36年4月から昭和61年3月まで サラリーマンや公務員の配偶者で、 以上6歳未満の期間 国民年金に任意加入しなかった20歳

②平成3年3月までに20歳以上の学生 で、国民年金に任意加入しなかった

③昭和36年4月以降の20歳から60歳ま

期間とされています。 などから脱退手当を受けた期間もカラ 受給資格期間となるその他の

また、昭和61年3月までに厚生年金

にご相談ください。

コザ年金事務所(8933-2267)

在住していた期間 …など

での間で日本国籍を持つ方が海外に

は、

市国民年金係または日本年金機構

となる場合があります。 次の2つのケースでも受給資格期間

①沖縄に住んでいた場合

済期間となります。 保険料を支払った場合は、 年1月から平成4年3月までの間に、 す(20歳以上60歳未満の期間に限る)。 る方は、保険料免除期間とみなされま で引き続き沖縄に住んでいたことがあ 昭和25年4月1日以前に生まれた方 また、これに該当する方が、昭和の 昭和36年4月から昭和45年3月ま 保険料納 付

②海外で年金加入をしていた場合

間に含まれるケースがあります。 加入していた場合、その期間も加入期 海外在住の間、その国の年金制度に

本人の申出が必要です

されることになっています。 本人の申出と確認書類に基づいて認定 これらのカラ期間は、 原則としてご

 \mathcal{O} たせない方で、)ある期間をもっていると思われる方 25年の老齢基礎年金の資格期間を満 カラ期間となる可能性

> 納められます 過去5年分まで国民年金保険料が

での3年間に限り、過去5年以内平成27年10月から平成30年9月 方は対象外です。 ただし、老齢基礎年金を受けている きる、後納制度が始まっています。 納め忘れた保険料を納めることがで σ

用ください。 す。この機会にぜひ後納制度をご利 金受給資格を得られる場合がありま して年金を受給できなかった方が年 が増えたり、納付した期間が不足 後納制度を利用することで、年金

げられてからとなるため未定です。 開始時期は、消費税が10%に引き上 成24年8月に成立しましたが、その に短縮される「年金機能強化法」が平 また、年金の受給資格期間が10年

くわしくは、

『国民年金保険料専用ダイヤル **20570-011-050** お問い合わせください。

